介護保険課給付適正化事務会計年度任用職員（介護支援専門員）の募集について

　江東区福祉部介護保険課では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

|  |  |
| --- | --- |
| 募集人数 | 1名 |
| 勤務場所 | 江東区福祉部介護保険課（江東区役所３階） |
| 職務内容 | 1　介護給付費請求実績に係る医療情報との突合・縦覧点検に関すること  ※国保連合会から受領した帳票の点検・確認・調査等  2　専門的見地からの相談業務  　　※介護保険事業者からの問合せ対応、福祉用具購入・貸与に係る現地確認等  3　その他介護給付適正化事務に関すること  4　介護給付事務に係る補助業務（繫忙期における書類確認等） |
| 応募資格  （求められる能力） | 応募資格：介護支援専門員の資格を有し、介護福祉の職場で概ね5年以上の実務経験がある方  求められる能力：以下のとおり  1　介護・高齢者福祉に理解と熱意を有する方  2　健康状態が良好であり、服務規律及び職場ルールを順守して業務に取り組むことができる方  3　Excel、Word 等のソフトを操作し、基本的な入力・文書作成等の事務ができる方  4　個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる方  5　協調性があり、業務に対して強い責任感ある方  6　職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方  （その職を退いた後も同様とする） |
| 任　　期 | 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで  ※　原則として、採用後1ヵ月間は、条件付採用期間となります。  ※　令和8年4月1日以降、4回まで公募によらない再度任用への申込みが可能です。ただし、1年以内の任用であり、令和8年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。 |
| 勤務日数 | 週4日程度（月16日勤務、土日祝を除く） |
| 勤務時間 | 9時00分から17時00分まで（休憩時間は12時00分から13時00分まで）  ※　所定勤務時間を超える勤務：なし |
| 休　　暇 | 年次有給休暇  夏季休暇 （有給。7月1日～9月30日の間に取得可）  妊娠出産休暇 産前6週間、産後8週間（有給）  その他　慶弔休暇（有給）、妊婦通勤時間（無給）等 |
| 報　　酬 | ・月額　217,740円（令和7年4月現在）  ※　上記のほか、通勤費相当（上限55,000円/月・実費）の支給あり  ※　特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。  ・期末勤勉手当  基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上または基準日までに発令されている任期が引き続いて６か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。 |
| 加入保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険 |
| 応募方法 | 申込書類を介護保険課給付係に郵送または窓口（江東区役所3階2番窓口）に持参。郵送の場合は「会計年度任用職員申込書類 在中」と赤字で明記してください。令和7年9月3日（水）17時必着  【申込書類】  1 会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）  2 介護支援専門員資格証明書の写し  ※申込書類は返却しません。今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用しません。 |
| 選　　考 | 一次選考：書類審査  二次選考：個別面接（令和7年9月11日（木）を予定）  面接場所は江東区役所（江東区東陽4-11-28） |
| 注意事項 | 地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。  (1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  (2)　江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  (3)　人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者  (4)　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| 申込み  ・問合せ先 | 〒135-8383　江東区東陽4-11-28  福祉部介護保険課給付係　京谷（きょうや）・早邊（はやべ）  電話番号　03-3647-9498（平日8時30分～17時00分）  e-mail　　2303050@city.koto.lg.jp |